

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市学校給食費会計事務処理規程（平成 18 年安曇野市教育委員会告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 古幡 開太郎

第 5 条第 1 項中「5 日」を「4 日」に改め、同項第 1 号中「前 6 日」を「3 日前」に改め、同条第 2 項中「停止」の次に「の場合で停止予定期間の初日の 2 週間前までに給食届出書の提出があったとき」を加える。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。